医療最前線

# 成年後見制度について

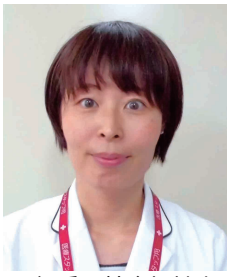

西畑愛　社会福祉士

私は、病院の地域医療連携室というところで社会福祉士として働いており、患者さんやご家族の相談業務に携わっています。

最近、相談に応じている時に「成年後見制度」について質問を受けることが多くなり、また成年後見人がついている患者さんの対応をする事も増えています。しかしながら一般の方には分かりにくい制度ですので、今回はその内容を簡単に紹介していきます。

**■成年後見制度とは**

皆さん、「成年後見制度」という制度をご存じでしょうか。普段はなかなか聞き慣れない言葉かもしれません。

「成年後見制度」とは、認知症・知的障害・精神障害などによって物事を判断する能力が十分ではない方（ここでは「本人」と言います）について、本人の権利を守る援助者（成年後見人等）を選ぶことで、本人を法律的に支援する制度のことです。

もう少し分かりやすく言うと、例えば、施設に入所したくても判断能力が無いために入所契約できなかったり、自身の財産管理において不利益をこうむったり、あるいは悪質商法で不当な契約を結んでしまったり、そうした事から守っていく制度です。

この制度は、大きく分けると、「法定後見制度」と「任意後見制度」の二つがあります。【図1】

【図1】後見制度ツリー図

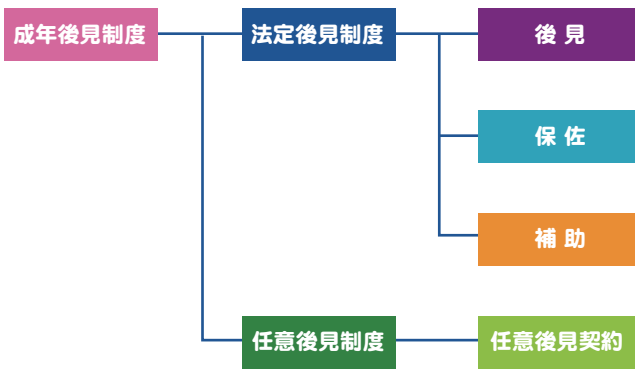


**■法定後見制度と任意後見制度の違い**

「法定後見制度」とは、今の時点ですでに判断能力が十分でない人を保護・支援する制度です。本人の判断能力に応じて、「後見」・「保佐」・「補助」の三つがあります。利用するためには、家庭裁判所に審判の申し立てをする必要があります。

それに対して「任意後見制度」とは、今の時点では判断能力がある人が、あらかじめ「誰に」「どのような支援をしてもらうか」を契約により決めておく制度です。

**■制度利用の流れ**

では、成年後見制度の利用の流れについて説明していきます。

制度利用の手続きは、まず申し立てから始まります。家庭裁判所に申し立てを行い、①家庭裁判所の調査官による調査、②必要に応じて裁判官による審問、③医師による鑑定の実施が行われていきます。

その後、審判にて成年後見人等の選任と、仕事の内容・支援の範囲が決まります。審判確定後、家庭裁判所が東京法務局に登記手続きをします。そして、成年後見人等による支援が開始となります。

**■成年後見人等はどんな人が選ばれるのか**

家庭裁判所が本人にとって最も適任だと思われる人を選任します。配偶者や親族が選ばれることが多いですが、法律や福祉の専門家などの第三者や法人が選任されることもあります。

**■成年後見人等はどのようなことをするのか**

①財産管理

本人の預貯金の管理、不動産などの処分、遺産分割など財産に関する契約などについての助言や支援を行います。

②身上監護

介護・福祉サービスの利用や医療・福祉施設への入退所の手続きや費用の支払いなどの支援を行います。

※食事の世話や実際の介護などは、成年後見人等の仕事には含まれません。

③後見監督

家庭裁判所に対して、成年後見人等として行った仕事の報告をし、必要な指示等を受けます。

**■どんな時に任期が終了するのか**

①成年後見等の取り消しがあった時
②成年後見人等を辞任した時
③成年後見人等を解任された時
④成年後見人等が死亡した時
⑤本人が死亡した時

**■成年後見人等の最後の仕事**

成年後見人等の職務は、本人の死亡により終了します。最後の仕事として以下のようなものがあります。

①本人が死亡したら、2カ月以内に遺産を確定し、相続人に報告し、あわせて家庭裁判所へも報告します。

②相続人に対し、財産の引き渡しをします。

③成年後見等終了の登記をします。

※本人死亡後の事務処理（福祉サービスの解約手続き、各種支払い等）については、成年後見人等に行う義務はありません。死亡後の事務処理は、原則として親族が行います。

以上、簡単ではありますが、成年後見制度の概要についてお話しさせていただきました。次回は、「法定後見制度」について、詳しくご紹介したいと思います。

〈梶川病院（広島市西区天満町）西畑愛　社会福祉士〉

①

月刊 ウェンディ広島　編集・発行 合人社グループ 出版局　〒730-0036 広島市中区袋町4-31 合人社広島袋町ビル　☎082(247)7479